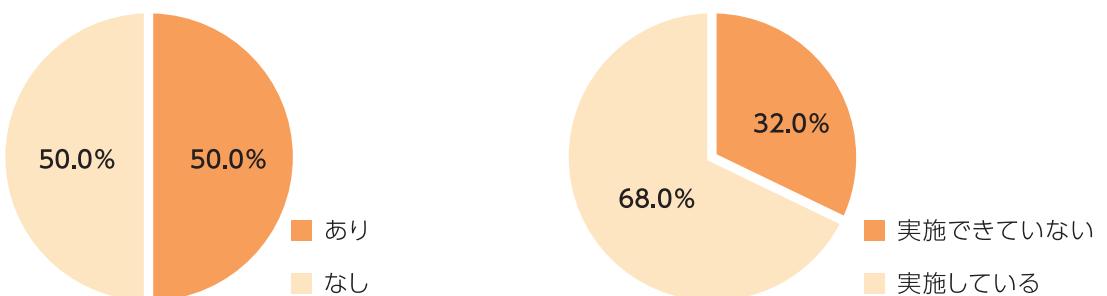


- 歯科医師、歯科衛生士が定期的に訪問している介護保険施設においても歯科治療の必要があるものは半数、口腔衛生管理が提供できていない人が3割存在

図 3-9 訪問歯科診療している介護保険施設のうち歯科治療の必要性のある入所者がいる施設割合（左）および口腔衛生管理の必要性のある入所者に対する口腔衛生管理実施施設割合（右）



(令和元年度老人保健増進等事業報告書より作成) (Hama K et al., Gerodontology より作成)

取組方針

① 障がい者（児）に対する歯科保健医療サービスの確保

地域の歯科医院での治療が困難な障がい者（児）に対する歯科医療提供体制の確保として、札幌口腔医療センターにおける歯科診療事業を引き続き実施する他、障害者施設利用者等に対する歯科健診や歯科保健指導、職員研修、歯科医療提供体制に関する調査に取り組みます。

また、近年、医療的ケア児に対する適切な保健医療の確保が課題となっており、歯科保健医療の観点からも、在宅歯科医療、訪問歯科健診、摂食嚥下障害への対応等について検討を行います。

② 要介護高齢者に対する歯科保健医療サービスの確保

在宅や施設における要介護高齢者に対する訪問歯科診療の充実を図るため、歯科医師や歯科衛生士等に対する研修に取り組む他、介護保険施設における口腔衛生管理の充実や歯科医療関係者との連携を促進するため、介護支援専門員や介護事業所職員等に対する口腔ケア研修に引き続き取り組みます。

また、後期高齢者医療保険被保険者に対する保健事業として、寝たきり等で歯科医療機関に通院困難な方を対象に、訪問による歯科健診を実施します。

さらに、摂食嚥下障害を有する患者や認知症の方の歯科へのニーズが高まっていることから、歯科医師や歯科衛生士に対する人材育成等を含めた歯科保健医療の提供体制について検討を行います。

基本理念 3 具体的な取組と評価指標

対象	具体的な取組		担当部
障がい者 (児)	札幌口腔医療センターにおける障がい者(児) 歯科診療	(継続)	保) ウェルネス推進部
	障害者施設利用者等に対する歯科健診・歯科 保健指導	(継続)	保) ウェルネス推進部 保) 障がい保健福祉部
	障害者施設職員に対する研修		
	障がい者(児)の歯科医療提供体制の現状把握 のための調査・モニタリング		保) ウェルネス推進部
	医療的ケア児に対する歯科保健医療対策につ いて検討	(新規)	保) ウェルネス推進部 保) 障がい保健福祉部 区) 保健福祉部
要介護 高齢者	在宅歯科医療を担う歯科医師の人材育成研修		保) ウェルネス推進部
	介護保険関係者を対象とした口腔ケア研修	(継続)	保) ウェルネス推進部 保) 高齢保健福祉部 区) 保健福祉部
	介護保険施設入所者の歯科医療提供体制の現 状把握のための調査・モニタリング	(新規)	保) ウェルネス推進部 区) 保健福祉部
	摂食嚥下障害患者や認知症の方に対する歯科 保健医療提供体制について検討	(新規)	保) ウェルネス推進部

	評価指標	現状値	目標値 (R14)
15	障がい者(児)入所施設での過去一年間の歯科検診実施率*	69.7% (R5)	90%
16	介護保険施設での過去一年間の歯科検診実施率	52.1% (R5)	60%

* 対象者全員に対して歯科検診を実施した施設の割合